第二十条を第十三条とする。
第二十一条中「第十三条各号」を「第七条各号」に改め、同条を第十四条とする。
第二十二条中「第十四条各号」を「第八条各号」に改め、同条を第十五条とする。
第二十三条第二号中「土地改良法」の下に「、農業振興地域の整備に関する法律、農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）又は市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）」を加え、同条を第十六条とし、第二十四条を第十七条とし、第二十五条を第十八条とし、第二十六条を第十九条とする。
第二十七条第二項を次のように改める。
2　農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。
第二十七条を第二十条とし、同条の前に次の章名を付する。
第二章　利用関係の調整等
第二十八条の前の見出しを削り、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「（和解の仲介の手続等）」を付する。
第二十九条を第二十二条とし、第三十条を第二十三条とし、第三十一条を第二十四条とする。
第三十二条中「第二十八条から第三十条まで」を「第二十一条から第二十三条まで」に改め、同条を第二十五条とする。
第三十三条中「第三十条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。
第三十四条の見出しを削り、同条を第二十七条とし、同条の前に次の章名を付する。
第三章　遊休農地に関する措置
第三十五条第一項中「供すべき農地又は」を「供すべき農地及び」に改め、同条を第二十八条とし、同条の前に次の章名を付する。
第四章　雑則
第三十六条を第二十九条とし、第三十七条を第三十条とする。
第三十八条中「都道府県が」を「都道府県等が」に改め、同条第一号及び第二号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同条第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十一条とする。
第三十九条中「農林水産大臣又は」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十二条とする。
第四十条中「第二十七条第一項及び同条第二項において準用する第七条第二項から第四項まで」を「第二十条」に改め、同条を第三十三条とする。
第四十一条中「第三十一条及び第三十三条」を「第二十四条及び第二十六条」に改め、同条を第三十四条とする。
第四十二条中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第三十五条とする。
第四十三条第一項第一号を削り、同項第二号中「第七条第四項」を「第三条第二項」に、「都道府県」を「市町村（指定市町村に限る。）」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二　第九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
第四十三条第一項第三号中「第七条第五項（第十五条第二項）を「第九条第三項（同条第九項」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、「（意見を付する事務に限る。）」を削り、同項第四号中「第十五条第二項において準用する第七条第四項」を「第十条第二項」に、「都道府県」を「市町村（指定市町村に限る。）」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四　第九条第七項の規定により指定市町村が処理することとされている事務
第四十三条第一項に次の一号を加える。
六　第二十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）
第四十三条第二項第一号を削り、同項第二号中「第九条第二項」を「第三条第二項」に改め、「市町村」の下に「（指定市町村を除く。）」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「第十七条第二項」を「第十条第二項」に改め、「市町村」の下に「（指定市町村を除く。）」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第二号とし、同条を第三十六条とする。
附則第七項及び第八項を次のように改める。
（農林水産大臣に対する協議を要しない四ヘクタールを超える農地の転用）
7　法附則第二項第一号の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるものは、第四条第一項第二号ヘ(1)から(4)までに規定する法律とし、法附則第二項第一号の政令で定める要件は、同条第一項第二号ヘ(1)から(4)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号ヘ(1)から(4)までに掲げるものに該当することとする。
（農林水産大臣に対する協議を要しない四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動）
8　法附則第二項第三号の政令で定める要件は、第四条第一項第二号ヘ(1)から(4)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号ヘ(1)から(4)までに掲げるものに該当することとする。
（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）
第二条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項第一号を次のように改める。
一　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構
第五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。
第十三条の二の次に次の一条を加える。
（指定市町村の指定等）
第十三条の三　法第十五条の二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の申請により行う。
2　農林水産大臣は、前項の申請をした市町村が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、指定をするものとする。
一　当該市町村において確保すべき農用地（法第三条第一号に規定する農用地をいう。次号において同じ。）の面積の適切な目標を定めていること。
二　前号の目標を達成するために必要な農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策を適正に実施していること。
3　農林水産大臣は、指定をするため必要があると認めるときは、第一項の申請をした市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くことができる。
4　農林水産大臣は、指定をしたときは、直ちに、その旨を、告示するとともに、第一項の申請をした市町村及び当該市町村の属する都道府県に通知しなければならない。
5　農林水産大臣は、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、第一項の申請をした市町村に通知しなければならない。
6　指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は現に都道府県知事に対してされている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、当該指定により当該指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の長が行うこととなる事務に係るものは、同日以後においては、当該指定市町村の長が行つた処分等の行為又は当該指定市町村の長に対してされた申請等の行為とみなす。